

## 西猪名公園 協会施設(駐車場料金徴収機器) 賃貸借条件

### 1 賃貸借施設

駐車場料金徴収機器

### 2 賃貸借期間

次期指定管理者が、西猪名公園の指定管理者である期間  
(令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間)

### 3 賃貸借施設の概要

次期指定管理者が、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会から賃貸借することができる施設は、基本的には、下表のとおりとする(令和6年5月現在)。

No.	名 称	設置面積等	備 考
1	駐車場料金徴収機器	16.05 m <sup>2</sup>	

上記賃貸借施設は、現在、当協会が、県から都市公園法第5条に基づく設置許可を得て設置している公園施設であり、施設所有者は、当協会である。

### 4 賃貸借施設の賃貸借料

令和7年度から令和11年度までの5年分の賃貸借料 (単位：千円)

区分	駐車場自動料金精算機	備 考
固定資産税	0	
県へ納付する使用料	150	令和5年度実績額30×5か年
減価償却引当金	0	減価償却終了
合 計	150	(参考：30千円/年)

### 5 次期指定管理者と(公財)兵庫県園芸・公園協会の責任分担

区 分	次期指定 管理者	協会	備 考
修繕費	○		次期指定管理者が当協会の承認を経て次期指定管理者の負担で実施。1件10万円未満の修繕については、協会の承認は要しない。
修繕等による休業に係る費用	○		
設備更新費	○		
動産総合保険	○		
原状回復費	○		賃貸借期間満了時には、両者立会の上、引渡しの確認を行う。なお、設備等の原状回復費用は、次期指定管理者が負担する。
都市公園法第5条の許可条件等の対応	△	○	①県へ納付する使用料に変更があった場合は、増減額に応じて賃貸借料を改定する。 ②法5条許可の変更申請等については、次期指定管理者からの要請に基づき、当協会が行う。 ③県が公益上必要と認め、当該許可の取消し・変更等が命じられるときにおいて、当協会及び次期指定管理者に損失補償が生じた場合における取り扱いについては、法28条の規定の例による。

## 6 その他主な賃貸借条件について

- (1) 賃貸借施設を当協会から借り受けて営業する場合は、別途契約を締結するものとする。
- (2) 賃貸借開始時及び賃貸借期間満了時には、両者立会し現状を確認の上、引渡しを行うものとする。
- (3) 賃貸借施設の調査のため、次期指定管理者の運営について実地調査、書類調査又は報告を求められることがある。
- (4) 賃貸借施設は、都市公園法上の公園施設であるので、公園施設以外の用途に使用してはならない。
- (5) 賃貸借施設の全部又は一部が滅失若しくは損傷し、使用に耐えない場合は、次期指定管理者は当協会に速やかに報告しなければならない。
- (6) 賃貸借施設を維持、管理又は使用する上で第三者に損害を与えた場合、次期指定管理者は当協会に速やかに報告するとともに、次期指定管理者の負担によりその損害を賠償しなければならない。
- (7) その他、賃貸借条件について疑義が生じた場合、次期指定管理者は当協会と協議しなければならない。

## 7 営業の概要

当協会の以下のアドレスのホームページを参照

(<https://www.hyogo-park.or.jp/nishiina/contents/sisetsu/index.html>)